

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（案）」に対する意見募集について

国税庁では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 3 条第 1 号の 2 に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認めるものを定めることを内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（案）」について検討しています。

つきましては、下記の要領にて御意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和 8 年 4 月 2 0 日（月）から令和 8 年 5 月 2 0 日（水）まで（必着）

2 意見の提出先・提出方法

- インターネットによる場合
電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム

- 郵便等による場合
〒100-8978
東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁 長官官房 企画課 納税者サービス PT 情報連携推進担当

3 留意事項

電話での御意見には応じかねます。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。また、提出していただく御意見は日本語に限ります。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合がありますので御了承ください。

【お問合せ先】

国税庁長官官房企画課納税者サービス P T 情報連携推進担当
T E L : 03-3581-4161（内線 3853）